

賃貸借に関する契約書（案）

借主 愛媛県（以下「甲」という。）と貸主_____（以下「乙」という。）は、次のとおり賃貸借契約を締結する。

（賃貸借物件・契約形態）

第1条 乙は、別表中1記載の自動車（以下「車」という。）を甲に賃貸し、甲はこれを借り受ける。

2 前項の賃貸借に係る契約形態はメンテナンスリースとする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、別表中2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について、減額または削除があった場合は、この契約を解除するものとする。

3 乙は、社会情勢の変化等、乙の責めに帰することができない理由により、別表中3の期日までに車を引き渡すことができないときは、その理由を詳記して遅滞なく当該期日の延長を願い出なければならない。この場合において、甲は、その理由を相当と認めるときは、願い出のあった期日の延長を認め、第1項の賃貸借期間の変更について別途契約を締結するものとする。

（賃貸借料）

第3条 賃貸借料は、月額_____円（内消費税及び地方消費税相当額_____円）とする。

2 賃貸借料に1カ月に満たない端数日が生じた場合は、日割り計算をすることとし、計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

3 前項の規定による月額賃貸借料の日割り計算は、暦日数により行うものとする。

（賃貸借料の支払方法）

第4条 乙は、甲が使用した当月分の賃貸借料を翌月の20日までに書面により請求を行うものとし、甲は請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（支払遅延利息）

第5条 乙は、甲の責に帰する事由により前条の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合には、甲に対して政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和24年12月12日大蔵省告示991号）の割合で遅延利息の支払いを請求することができる。

（権利または義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約により生じた権利または義務を第三者に譲渡し、又は承継

させてはならない。ただし、あらかじめ、書面による甲の承認を得た場合はこの限りではない。

(車の使用の本拠地及び引渡)

第7条 車の使用の本拠地は、愛媛県南予地方局とする。

2 乙は、別表中3の引渡し期日までに、本拠地で車を甲に引渡すものとする。

3 甲は、乙から車を引渡す旨の通知を受けたときは、直ちにこれに応じ、引渡しを受け次第検収し、検収完了後速やかに乙所定の物件受領書を乙に交付するものとする。

4 甲の検収完了により、車の引渡があったものとする。

5 甲が車を検収する際に、車の瑕疵を発見した場合は、甲は直ちにこれを乙に通知し、また、物件受領書にその旨を記載するものとする。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(車の保管、使用)

第9条 甲は車を本来の用法及び諸法令に従い、通常の業務のため、善良なる管理者の注意を持って使用及び保管するものとする。

2 甲は、車の保管、使用、運行等に関し、本来の用法及び道路運送車両法その他諸法令に違反し生じた責任または罰金等について、一切の責任と負担を負うものとする。

3 甲は、車の保管若しくは使用に起因した事故により、第三者に対し損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

(メンテナンスリース)

第10条 甲は、乙が指定する整備工場(以下「指定工場」という。)にて別表中4に定めるメンテナンスサービスの実施を受けるものとする。ただし、甲はメンテ

ナンスサービスを依頼する場合の車の搬入場所及び日時等については、事前に指定工場と協議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合はメンテナンスサービスの範囲外とする。

- (1) 甲の故意、重大な過失、契約違反、天変地異、その他不可抗力に起因する修理。
- (2) 法令の制定、改廃及びこれらに基づく官公庁等の指示、指導等に起因する修理、改造、部品の取付。
- (3) 車体（ボディ）の腐食、破損、塗装メッキの退色に起因する修理。

（代車の提供）

第 11 条 乙は、前条に定めるメンテナンスサービス実施に際して 2 日以上 の 所要日数が見込まれる場合に限り、実施期間中代車を無償で甲に貸与する。

2 第 9 条の規定のほか、この契約の車の使用、保管、返還時に関する規定は前項の代車提供の場合にこれを準用する。

（事故処理）

第 12 条 乙は、第 9 条第 3 項の事故について、甲からの要請に基づき、事故処理に関し甲に協力する。

（車の滅失）

第 13 条 車が天変地異、その他不可抗力の場合を含め、滅失し、又は毀損、損傷して修理、修復不能となった場合は、甲は乙に対し書面でその旨を通知し、乙がその事情を認めて甲に通知したときこの契約は終了する。この場合、車が存在するときは、甲は第 19 条各項の規定に従うものとする。

（車に関する諸費用の負担）

第 14 条 車に関する登録諸費用、自動車税、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル法関連費用及び ETC セットアップ費用は乙が別表中 5 の記載に従い負担し、乙の負担分については賃貸借料に含まれるものとする。

2 第 10 条第 1 項に基づくメンテナンスサービスに係る費用は賃貸借料に含まれるものとする。

3 第 1 項の諸費用について変動があった場合、又は法令の制定、改廃等によって、車の保有、運行等に関して新たな費用ないし公租公課が課せられた場合、あるいは消費税額が変更された場合に賃貸借料の改定を要すると認められる場合は、これを変更するものとする。

（車の所有権侵害等の禁止）

第 15 条 乙は、車に賃貸借物件である旨の表示を付することができるものとする。

2 甲は、車について次の行為、その他乙の所有権を侵害する行為ができない。

（1）担保権の設定

- (2) 第三者に対するこの契約に基づく賃貸借権の譲渡
- (3) 占有名義の移転
- 3 甲は、乙の書面による事前の承諾があった場合のほか、次の行為をすることができない。
 - (1) 車について造作、加工等その他一切の原状を変更すること。
 - (2) 車を第三者に転貸したり、この契約に基づく甲の権利、地位を第三者に譲渡すること。
 - (3) 車の使用の本拠地もしくは車庫又は保管場所を変更すること。
- 4 車に取り付けた他の物件の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合のほか無償で乙に帰属する。

(甲の解除権)

- 第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
 - (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
 - (4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (8) 乙（ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該

当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第 197 条から第 197 条の 4 までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

（9）第 18 条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

3 第 1 項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、違約金として甲に帰属するものとする。

4 乙は、第 1 項又は第 2 項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（違約金）

第 17 条 乙は、契約保証金の納付がなく、前条第 1 項又は第 2 項の規定により契約が解除されたときは、契約金額を年額に換算した金額の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年 3 % の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

（乙の解除権）

第 18 条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

（契約終了時の措置）

第 19 条 契約終期の到来により契約が終了したときは、甲は甲の負担で車を第 15 条第 4 項で乙に帰属したものを除き原状に回復したうえで、乙の指定した場所に持参して乙に返還するものとする。

2 車の返還が遅れた場合には、甲は契約終期から車の返還完了までこの契約に定められた賃貸借料相当額を乙に支払うと同時に、この契約に定められたすべての義務を履行するものとする。

3 契約終期到来後も甲が引き続き車を使用したい場合には、甲は賃貸借期間満了

の3か月前までに乙に申し出るものとし、別途契約事項を甲乙協議して定めるものとする。

(規定損害金)

第20条 この契約の解除または第13条の規定により、契約終期前に契約が終了した場合は、甲は未経過期間対応分の規定損害金を乙に支払うものとする。

2 前項の規定損害金の額は、別途甲乙協議の上定めるものとする。

(協議)

第21条 この契約に定めのない事項又は履行について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。

書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和8年 月 日

甲 愛媛県宇和島市天神町7番1号
愛媛県南予地方局
局長 大崎 陳洋

乙

別表

1	賃貸借自動車	車 種 名	
		仕 様	
		年 式	令和 年式
		台 数	1 台
		型 式	
		車 体 色	
		車 体 番 号	
		主 要 装 備	LED フォグランプ パワーウィンドウ
		付 属 品	フロアマット、サイドバイザー、 バックブザー、エアコン
2	賃貸借期間	令和 8 年 12 月 2 日～令和 14 年 12 月 1 日	
3	車の引渡期日	令和 8 年 12 月 2 日	
4	メンテナンスサービス	継続車検・法定点検・6 か月安全点検（契約終期まで）、一般 消耗品交換・故障修理・油脂類交換補充・バッテリー交換（不 良時）、代車（事故時を除く）、エンジンオイル交換（5,000 km 走行もしくは6 か月経過のいずれか早く到来した時点）、ラジ アルタイヤ（必要本数）、スタッドレスタイヤ（必要本数・ホ イール付き）、タイヤ季節履替、ETC 車載器、事故処理協力	
5	諸費用	登録諸費用	乙が全額負担
		自動車税	乙が全額負担
		自動車重量税	乙が全額負担
		自賠責保険	乙が全額負担
		リサイクル法関連費用	乙が全額負担
		ETC セットアップ費用	乙が全額負担
6	占有者	愛媛県（自動車検査証の使用者名義）	
7	賃貸借料 月額（税抜）	_____ 円	